

規 則

埼玉県産業技術総合センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第十九号

埼玉県産業技術総合センター管理規則の一部を改正する規則

埼玉県産業技術総合センター管理規則（平成十五年埼玉県規則第五号）の一部を次のように改正する。

第九条の二の表中「五七〇円」を「五八〇円」に、「二、六八〇円」を「二、七二〇円」に改める。

別表中「二、五五〇円」を「二、五九〇円」に、「三、〇一〇円」を「三、〇六〇円」に、「一、三五〇円」を「一、三七〇円」に、「一、一八〇円」を「一、二〇〇円」に、「五九〇円」を「六〇〇円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の埼玉県産業技術総合センター管理規則の規定は、この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に領収する使用料（施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。）の額について適用し、施行日前に領収した使用料及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料の額については、なお従前の例による。